

令和7年度 鯖江・丹生消防組合会計年度任用職員募集要項

【受付期間】 令和7年2月3日（月）～令和7年2月28日（金）
【選考】 書類審査および面接
面接：書類受理後、随時実施（応募者に別途連絡します）

会計年度任用職員とは

地方公務員法等が改正されたことに伴い、令和2年4月から新たに会計年度任用職員制度が創設されました。鯖江・丹生消防組合では、令和7年4月1日から任用する鯖江・丹生消防組合会計年度任用職員を募集します。

1 職種の区分・業務内容・任用予定人員

一般事務・消防行政に係る一般事務・1名

2 応募資格・要件

○パソコン（ワード・エクセルなど）が使える、普通自動車運転免許を持っている人

○次のいずれにも該当しない人（地方公務員法第16条に規定する欠格条項）

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鯖江・丹生消防組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人（応募用紙はHPからダウンロードできます。）

3 勤務条件

任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合有り)
勤務時間	午前9時から午後4時まで (時間外勤務が発生する場合があります)
勤務場所	鯖江・丹生消防組合消防署（鯖江市西山町13-22）
勤務日数	週5日間（月～金曜日）
休日	週休日：土曜日および日曜日 休日：国民の祝日および年末年始（12月29日から1月3日まで） 業務の必要から土曜日、日曜日および国民の祝日が勤務日となる場合があります。
休暇	年次有給休暇10日 特別休暇等
報酬	時間額 1,130円

手当等	条例等の定めるところにより、超過勤務手当、通勤手当、期末勤勉手当等が支給されます。
社会保険	適用となります。(共済組合短期および厚生年金保険)
雇用保険	適用となります。
労災保険	公務災害補償制度が適用となります。

4 選考方法

応募用紙による書類審査と個人面接とします。

5 申込手続

直接持参または郵送で受け付けます。

応募受付期間	令和7年2月3日(火)から令和7年2月28日(金)まで (当日消印有効) 午前8時30分から午後5時15分まで
問合せ先	鯖江・丹生消防組合消防本部総務課 TEL:0778-54-9110
提出(郵送)先	〒916-0023 鯖江市西山町13-22 鯖江・丹生消防組合消防本部総務課 会計年度任用職員担当宛
注意点	・会計年度任用職員は、「鯖江・丹生消防組合消防職員の給与に関する条例」に基づき任用される一般職の地方公務員です。地方公務員法に規定される服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限)が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。

6 合格発表

令和7年3月中旬に合否結果は郵送等で通知します。

※なお、合否結果についての電話による問い合わせにはお答えできません。